現行

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考 え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

<u>すべて</u>の子供は、かけがえのない存在であり、 社会の宝である。子供が健やかに成長していくこ とはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな 未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は人と人との<u>かかわり</u>合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見

改正原案

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考 え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、 表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童 生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で 被害が発生している場合もあるため、背景にある 事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着 目し、いじめに該当するか否かを判断するものと する。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は、人と人との<u>関わり</u>合いの中で、自己の 特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見 する。互いを認め合い、<u>だれ</u>もが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの 子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な 人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の 立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真 剣に取り組む必要がある。
- (3)子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4)子供は、自らが安心して豊かに生活できる社 や集団を築く推進者であることを自覚し、いじ めを許さない子供社会の実現に努める。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市基本方針は上記の基本理念の<u>もと</u>、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現

する。互いを認め合い、<u>誰</u>もが安心して生活できる 場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現 を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとた び子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気 が形成されれば、その場は子供の居場所としての機 能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねな い。子供にとって、いじめはその健やかな成長への 阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失 わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立 つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向 性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の 立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真 剣に取り組む必要がある。
- (3)子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4)子供は、自らが安心して豊かに生活できる社 や集団を築く推進者であることを自覚し、いじ めを許さない子供社会の実現に努める。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市<u>いじめ防止</u>基本方針は、上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのな

を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、市全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、 これに基づき、いじめの防止及び解決を図るた めの必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの 予防 及び早期発見 その他のいじめ の防止、いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を 行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、 適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要 な措置を講じる。
- (4)子供が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、<u>だれ</u>もが<u>、</u>安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)子供が主体となっていじめのない子供社会を 形成するという意識を育むため、子供が発達段 階に応じていじめを防止する取組が実践できる よう指導、支援する。

い社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、市全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、 これに基づき、いじめの防止及び解決を図るた めの必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの 防止 及び早期発見、いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、 適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子供が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、 豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)子供が主体となっていじめのない子供社会を 形成するという意識を育むため、子供が発達段 階に応じていじめを防止する取組が実践できる よう指導、支援する。

- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、 どの子供にも起こりうることを強く意識し、い じめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早 期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と 連携し情報を共有しながら指導に あたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、 どの子供にも起こりうることを強く意識し、い じめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、 早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関 と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6)教職員一人ひとりがつらい思いをしている児 童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっか りと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの 未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に 発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2)子供のいじめを防止するために、学校や地域 の人々など子供を見守っている大人との情報交 換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完 し<u>あい</u>ながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、<u>または、</u>いじめの <u>おそれ</u> があると思われるときは、速やかに学校、関係

保護者として

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2)子供のいじめを防止するために、学校や地域 の人々など子供を見守っている大人との情報交 換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完 し合いながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、<u>又は</u>いじめの <u>疑い</u>があると 思われるときは、速やかに学校、関係機関 <u>、</u>そ

機関等に相談または通報する。

子供として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を<u>もち</u>、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

市民、事業者、関係機関

- (1) 市民 <u>および</u>市内で活動する事業者(以下、「市 民等」という。) は、横浜市の子供が安心して過 ごすことができる環境づくりに努める。
- (2)子供の成長、生活に関心を<u>もち</u>、いじめの兆 候等が感じられるときは、関係する保護者、学 校、関係機関等に積極的に情報を提供するとと もに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子供が主体性を <u>もっ</u>て参加できるよう配慮する。
- (4)子供の健全育成に関わる諸機関は、その役割 を認識し、子供が健やかに成長することを願い、 相互に連携しいじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施す る施策

市は、横浜市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

具体的には、いじめの防止等のための、

の他の相談窓口等に連絡する。

子供として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を <u>持ち</u>、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

市民、事業者、関係機関

- (1) 市民 <u>及び</u>市内で活動する事業者(以下「市民等」という。)は、横浜市の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2)子供の成長、生活に関心を<u>持ち</u>、いじめの兆 候等が感じられるときは、関係する保護者、学 校、関係機関等に積極的に情報を提供するとと もに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子供が主体性を<u>持っ</u>て参加できるよう配慮する。
- (4)子供の健全育成に関わる諸機関は、その役割 を認識し、子供が健やかに成長することを願い、 相互に連携しいじめのない社会を目指す。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する 施策

市は、横浜市<u>いじめ防止</u>基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

・ 子供の健全育成に関わる機関、諸団体等との連 携強化

- ・ 教職員の資質の向上
- ・ 保護者等を対象とした啓発活動
- ・ インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに子供等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの 防止等のための調査研究、検証及びその成果の公 表
- いじめに係る相談制度又は救済制度等について の広報及び啓発活動
- <u>・</u> 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制 の構築

等を推進する。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、 当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報(横 浜市個人情報の保護に関する条例(平成<u>17</u>年2月 横浜市条例第6号)第2条第2項に規定する個人情 報をいう。)の漏えいの防止、その他当該個人情報 の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第 <u>14</u>条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、学校、教育委員会、児童相談所、<u>法務局</u>又は地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者

- 子供の健全育成に関わる機関、諸団体等との連 携強化
- 区役所や警察、児童相談所、療育センター等、 関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活 用した解決や対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士など、専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを実施
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- インターネット上のいじめの監視及び防止に 向けた調査研究並びに子供等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめ の防止等のための調査研究、検証及びその成果の 公表
- いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制 の構築
- 就学前のガイダンスや幼保小連携事業等の活 用

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、 当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報(横 浜市個人情報の保護に関する条例(平成 17年2月 横浜市条例第6号)第2条第2項に規定する個人情 報をいう。)の漏えいの防止、その他当該個人情報 の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第 14条第 1 項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、横浜市立学校、教育委員会事務局、横浜市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川

により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

横浜市教育委員会(以下、「教育委員会」いう。」) は法第 14条第3項に基づき、連絡協議会との円 滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等の ための対策を実効的に行うために教育委員会の附 属機関として、条例により、「横浜市いじめ問題専 門委員会(以下、「専門委員会」という。)」を設置 する。

この専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 教育委員会の取組

- (1) いじめの防止・早期発見に関すること
- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通 う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、 いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育 活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等 の充実を図る。
- イ <u>いじめの防止に資する活動であって、</u>児童生徒が自主的に<u>行うもの</u>に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ

県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」 という。)」を設置する。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。) は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円 滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等の ための対策を実効的に行うために、教育委員会の 附属機関として、条例により、「横浜市いじめ問題 専門委員会(以下「専門委員会」という。)」を設 置する。

この専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 教育委員会の取組

- (1) いじめの防止・早期発見に関すること
- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通 う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、 いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育 活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等 の充実を図る。
- イ 児童生徒が自主的に <u>いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動</u>に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ

の防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、<u>12</u>月を「いじめ防止啓発月間」とする。・いじめ解決一斉キャンペーンの実施等

- エ いじめを早期に発見するため、<u>児童生徒に対す</u>る定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教 職員がいじめに係る相談を行うことができる体 制を整備する。
 - ・いじめ110番電話相談、各区教育相談、カウンセラー体制の整備等

- <u>カ</u> 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の 実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
 - ・教職員向け手引き等を活用した教職員への研修
- <u>キ</u> インターネット <u>を通じて行われる</u>いじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネット <u>を通</u> <u>じて行われる</u>いじめの防止と効果的な対処がで きるよう、関係機関と連携して資料等を配布する など、必要な啓発活動を実施する。 の防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

- エ いじめを早期に発見するため、<u>児童生徒から</u> SOS を引き出し、発信しやすくする仕組みや関係 づくり、環境をつくる取組を進める。
- オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備する。また、スクールソーシャルワーカーが対応するいじめの申立窓口(「学校生活あんしんダイヤル」)を設置し、いじめ110番の電話相談等との連携を強化する。
- 力 区役所の「子ども・家庭支援相談」等、学校外 の相談窓口を効果的に活用するとともに、保護者 に対し、横浜市全体で子供を守り育てていく体制 があることを紹介する。
- キ 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子 供同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高め る実践的な研修を実施する。
- ク 校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導 専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明 会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運 用を行う。
- ケ インターネット <u>上の</u>いじめに対しては、民間 団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態 把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な 措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネット<u>上の</u>いじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- ・ 教育委員会は、法第 23 条第2項の規定による 学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、 当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要 な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係 る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじ めを行った児童生徒の保護者に対して学校教育 法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同 法第49条において準用する場合を含む。)の規 定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、 いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安 心して教育を受けられるようにするために必要 な措置を速やかに講ずる。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- (7) 法第 23条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (イ) いじめを見逃すことなく、組織として情報を 共有し、確実に判断・対応できるよう、専門ス タッフの配置など、チームで対応できる体制を 整備し、仕組みを構築する。
- (ウ) 組織的な判断・対応を確実に行えるよう、緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどのルールを明確にする。また、実践を通した人材育成に取り組む。
- (エ) 学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底する。
- (オ) 緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が 疑われる場合には早期に職員を学校に派遣する など、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。
- (カ) 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い 段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受け られる体制を整える。また、事案の内容によって、 医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を 支援する。
- (キ) 区役所や児童相談所、療育センターなど関係 機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進 め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情 報共有等を図る。

- イ 学校の指導の<u>あり方</u>及び警察への通報・相談 による対応
- ・ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて<u>適切かつ</u>継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ・ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

- ア 学校評価、教員評価の留意点
- ・ 教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡<u>のみ</u>を評価するのではなく、問題を隠さず、<u>その実態把握や対応が促され、日頃からの</u>児童生徒<u>の</u>理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な<u>対応、組織的な</u>取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

- イ 学校の指導の<u>在り方</u>及び警察への通報・相談 による対応
- (ア) いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、発達の段階に応じた適切な児童生徒指導を徹底し、継続的に指導及び支援する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- (イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

- ア 学校評価、教員評価の留意点
- (ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校 運営協議会等の活用により、いじめの問題な ど、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対 応する仕組みづくりを推進する。

- (イ) 教員評価においていじめの問題を取り扱うに 当たっては、日常の児童生徒理解、未然防止や早 期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報 共有を図り、組織的な取組に努めているかという 視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助 言を行う。また、教員の萎縮につながらないよう、 各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- イ 学校運営改善の支援
- (7) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
 - (1) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会 や学校と地域との懇談会 等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

4 市長部局の取組

市長部局は、教育委員会と連携して、いじめの 防止及び解決に取り組む。

- (1) 区役所や児童相談所は、教育委員会との組織 レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な 場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等 を図る。
- (2) 区役所の「子ども・家庭支援相談」等の相談 窓口を活用し、横浜市全体で子供を守り育てて いく体制があることを紹介する。
- (3) 区役所は、地域で行っている各種懇談会等を 活用して、いじめの問題など、学校が抱える課

4 その他の事項

本市は、当該基本方針の策定から3年の経過を 目途として、法の施行状況等を勘案して、横浜市 基本方針の見直しを検討し、必要があると認めら れるときは、その結果に基づいて必要な措置を講 じる。

加えて、教育委員会は学校いじめ防止基本方針 (以下「学校基本方針」という。)について、策定 状況を確認し、公表する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき 施策

学校は、法第 13条の規定に基づいて基本方針を 策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじ めへの対処等に関する措置を実効的 に、また、さら に組織的 な対応を 行うため、法第 22条に基づき、 当該校 の複数の教職員を中心に構成される、いじめ の防止等の対策のための組織(以下「いじめ防止対 策委員会」という。)を中核として、校長の強力なリ ーダーシップの もと 教職員の一致協力体制を確立 し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の 実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、横浜市基本方針を参 酌し、自校におけるいじめの防止等の取組につい ての基本的な方向、取組の内容等を学校基本方針 として定める。 <u>題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくり</u> を教育委員会と連携して推進する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う (PDCA サイクル)。

<u>必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針</u>を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき 施策

学校は、法第 13条の規定に基づいて 学校いじめ防止 基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期 発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・ 組織的に行うため、法第 22条に基づき、当該学校 の複数の教職員を中心に構成される、「学校」いじめ防止対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、横浜市<u>いじめ防止</u> 基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等 の取組についての基本的な方向、取組の内容等を 「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1)策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては

策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・<u>早期対応</u>の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、<u>いじめへの</u>対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底 されることにより、教職員がいじめを抱え込ま ず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員 による対応ではなく組織として一貫した対応と なる。
- イ いじめの発生時における学校の対応をあらか じめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対 し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与 えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなが る。
- ウ 加害者への成長支援の観点を学校いじめ防止 基本方針に位置付けることにより、いじめの加害 者への支援につながる。

(2)内容

学校 <u>いじめ防止</u> 基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・<u>いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)</u>の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案 対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- ア 年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画の策定
- <u>イ</u> 具体的な指導内容のプログラム (学校いじめ防 <u>ルプログラム) の策定</u>
- ウ 早期発見・事案対処を実施するためのマニュア ル (アンケート調査、個人面談・保護者面談の実 施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法 など)
- 工 校内研修も含めた、年間を通じた学校いじめ防 止対策委員会の活動計画

- (1) 基本方針を策定するに当たっては、検討する 段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学 校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校 基本方針が当該学校の実情に即して適切に機 能しているかをいじめ防止対策委員会を中心 に点検し、必要に応じて見直すことを明記す る。

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を 組織する。 日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも 効果的である。

「いじめ防止対策委員会」<u>の役割は、</u>具体的には、 ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間 計画の作成の際に中核となる役割 オ 学校いじめ防止対策委員会による、学校いじ め防止基本方針のチェック (PDCA サイクル)

(3) その他

- ア 学校いじめ防止 基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域 住 民、関係機関等 の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- ウ 策定した学校いじめ防止基本方針について は、学校のホームページなどで公開し、入学 時・各年度の開始時には、児童生徒、保護者、 関係機関等に説明する。

2 学校の組織づくり

学校は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭に加え、学級担任や教科担任等の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催する。「学校いじめ防止対策委員会」は、「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置く。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることもできる。

「<u>学校</u>いじめ防止対策委員会」<u>は、学校が組織的</u>かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を

- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行 動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、 関係 <u>のある</u>児童生徒 <u>への事実関係の聴取、指導</u> <u>や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携</u> <u>等の対応を組織的に実施する役割</u> などが考えられる。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直 し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるか どうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかな かったケースの検証、必要に応じた計画の見直しな ど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

※「国の基本方針(別添2)」…学校における「い

担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

(1) 未然防止

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにく い・いじめを許さない環境づくりを行う役割 イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動 を児童生徒及び保護者に周知する役割

(2) 早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割
イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割ウ いじめ (「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児 童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と 保護者との連携といった対応を組織的に実施 する役割

(3)取組の検証

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画 の作成・実行・検証・修正を行う役割
- イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画 に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企 画し、計画的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情 に即して適切に機能しているかについての点 検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを 行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具 体化

じめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の ポイント参照

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事 実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向け て、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事 に主体的に参加・活躍できるような授業づくり や集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の 育成のための、学校教育活動全体を通じた包括 的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権 教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を 通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上の ための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の 活用により、集団の一員としての自覚や自信を 育むことにより、互いを認め合える人間関係・ 学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で 行われたり、遊びやふざけ<u>あい</u>を装って行われ たりするなど、大人が気づきにくく判断しにく ※「国の基本方針(別添2)」…学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事 実を踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組 として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資 する活動に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で 行われたり、遊びやふざけ <u>合い</u>を装って行われ い形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。

<u>あわせて</u>、学校はいじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、<u>いじめの実態把握に取り組む。</u>

さらにインターネット上で行われるいじめに 対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロ ール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に 努める。また、学校は情報モラル教育の推進によ る児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に 努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

たりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。

また、学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的

<u>かじめの発見・通報を受けた場合には、特定の</u>教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核 として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通す とともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生 徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の<u>もと</u>、 毅然とした態度で指導する。<u>被害児童生徒に対し</u> ては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わ せた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対して は、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切 に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継 続的な指導及び支援を行うことが必要である。こ れらの対応について、教職員全員の共通理解、保 護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で 取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に <u>あたる</u>と認められる場合や、児童生徒の生命、 身体 <u>または</u>財産に重大な被害が生じる場合など は、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。 その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被 害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報 し、連携して対応していく。 な対応につなげなければならない。すなわち、 教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校 いじめ防止対策委員会に報告を行わないこと は、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく 必要がある。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有 を行った後は、管理職のリーダーシップの下、 事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。被害児童生 徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わ せて、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に 当たると認められる場合や、児童生徒の生命、 身体 又は財産に重大な被害が生じる場合など は、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。 その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被 害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報 し、連携して対応していく。

(4) いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置された り、解決したと思われた事案が再発したりするこ とのないよう、学校のみならず、学校教育事務所 などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観 点から被害・加害の児童生徒の経過を追い、再発 等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とする ことはできない。いじめが「解消している」状態 とは、少なくとも次の2つの要件が満たされてい る必要がある。ただし、これらの要件が満たされ ている場合であっても、必要に応じ、他の事情も 勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

<u>イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこ</u> と

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対

し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等 により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」 状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5)特に配慮が必要な児童生徒

- ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童 生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につ ながる児童生徒
- <u>ウ</u>性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童 生徒
- 工 東日本大震災により被災した児童生徒又は 原子力発電所事故により避難している児童生 徒

上記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査(法第 2 8 条)
- (1) 重大事態の意味

<u>法第28条がいう</u>「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童 生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、<u>法第28条第1項第1号</u>の「生命、心 身又は財産に重大な被害」については、いじめ を受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 例えば、

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

※いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校 重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態 の調査に関するガイドライン」を参照

- 1 重大事態の発生と調査(法第28条)
- (1) 重大事態の意味

<u>次のいずれかに該当する場合は、いじめの</u> 重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第1号)。
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席する ことを余儀なくされている疑いがあると認 めるとき (法第28条第1項第2号)。
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重 大な被害が生じたという申立てがあったと き (法第28条第1項附帯決議)。

「いじめにより」とは、<u>法第28条第1項</u>各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、<u>ア</u>の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、<u>いじめられて</u> <u>重大事態に至った</u>という申立てがあったとき は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」 あるいは「重大事態とはいえない」と考えたと しても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふ まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大 事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。 例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

<u>イ</u>の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日 を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、 学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態(「疑い」を含む。)を 探知したら、速やかに対処方針を共有する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した

場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を 受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報 告する。

(3)調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処する とともに、同種の事態の発生の防止に資するた めに行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び 同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結 果を得られないと判断する場合や、学校の教育 活動に支障が生じるおそれがあるような場合 には、教育委員会において調査を実施する。こ の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客 観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第<u>2</u>8条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第<u>28</u>条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る(例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる)。

(4)調査を行うための組織

(3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態(「疑い」を含む。) に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育 委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、 重大事態の発生を市長に報告する。

(4)調査の趣旨及び調査主体

法第 <u>28</u>条の調査は、重大事態に対処すると ともに、同種の事態の発生の防止に資するため に行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び 同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結 果を得られないと判断する場合や、学校の教育 活動に支障が生じるおそれがあるような場合 には、教育委員会において調査を実施する。こ の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客 観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施 する学校に対して必要な指導及び人的措置も 含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。)。 教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、専門委員会を開催し、これが調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能 な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な 場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取る とともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙 調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられ る。この際、いじめられた児童生徒を守ることを 最優先とした調査実施が必要である(例えば、質 問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかにな り、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることの ないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた

(5)調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

教育委員会が<u>調査主体となる場合</u>は、「横浜 市いじめ問題 専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。 いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情 を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせ た継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰 の支援や学習支援等をすることが必要である。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可 能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月子供の自殺予防に

関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最 も身近に知り、また、背景調査について切実な心 情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に 聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行 う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限り の配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育 委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのア ンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい 調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織について、連絡協議会の会長 は、事案に応じて適任と思われる者を選出し、教 育委員会に委員として推薦することができる。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の 経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りの ない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の 吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠する ことなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めること が必要であり、それらの事実の影響についての分 析評価については、専門的知識及び経験を有する 者の援助を求めることが必要であることに留意

する。

- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務

(7) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判

教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7)調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への 適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童 生徒やその保護者に対して、調査によって明ら かになった事実関係について、いじめを受けた 児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は 教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに 配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、 適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、<u>学校は</u>教育委員会に報告 し、教育委員会は市長に報告する。 断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会 <u>・学校</u>は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

(8)調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への 適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童 生徒やその保護者に対して、調査によって明ら かになった事実関係について、いじめを受けた 児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は 教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに 配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、 適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育 委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び 措置

(1) 再調査

上記 (7) ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の

する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその 保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査 結果の報告に添えて市長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び 措置

(1)再調査

上記(<u>8</u>) -イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 <u>28</u>条第 1 項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により 横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委 員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任 命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、 心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験 を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と 直接の人間関係や特別の利害関係を有する者で はない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立 性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の

配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門 家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加 配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

発生の防止のために、指導主事や学校課題解決 支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、 児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置 など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教 員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等 の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。